

有給休暇の取り扱い

Q 飲食店を開業して1年になります。10か月前に雇った従業員から初めて有給休暇の申請がありました。今まで従業員から有給休暇の申請がなかったので、どのように対応すれば良いか教えてください。

A 有給休暇とは、労働基準法で定められた労働者の権利であり、雇入れの日から

- ① 6ヵ月間継続勤務している事
- ② 全労働日数の8割以上出勤していること

以上の条件を満たした場合に10日の有給休暇が付与されます。

労働者には、付与された有給休暇をこの日に取りたいという権利（時季指定権）が発生し、会社は基本的には拒むことはできません。しかしながら、繁忙期や他の労働者の休暇との調整など、事業の正常な運営を妨げる場合には日にちを変更させることが出来ます（時季変更権）。

次に有給休暇の付与日数ですが、勤続年数とともに増加し、6年6ヵ月以上勤務した場合には20日が付与されます。

ちなみに、一定のアルバイト、パートタイマーにも同じ条件で有給休暇が付与されますが、週4日以下の勤務で30時間未満の労働者の場合は週の所定労働日数に比例して計算された日数が付与されます。

付与された有給休暇には時効があり、2年間で取得の権利は消滅します。

今回、有給休暇の申請が初めてとの事ですが、先の条件に該当していた場合には、有給休暇を与えなければなりません。

有給休暇を取得する際の手続きには労働基準法の定めはありません。

これを機に取得・届出などのルールを作り、就業規則の整備をしてみてもはいかがでしょうか。